

インフルエンサーを活用したプロモーション業務委託仕様書

この仕様書は、公益社団法人和歌山県観光連盟（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する「インフルエンサーを活用したプロモーション業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務名

インフルエンサーを活用したプロモーション業務

2. 業務目的

本業務は、和歌山県内各地の観光地へインフルエンサーを招請し、現地で体感した魅力を広く発信することを目的に実施する。

同時に、インフルエンサーが体験した旅について制作したWEB記事を、和歌山県公式観光サイト「わかやま観光」の「旬のおすすめ情報」内に掲載し、WEBサイトからも広く情報発信を行う。

3. 契約期間

契約締結日～令和6年3月29日（金）

4. 業務内容

(1) インフルエンサーの招聘および情報発信

和歌山を旅する魅力をより多くの人へ訴求するため、ソーシャルメディアにおいて一定の影響を持つインフルエンサーを8名以上招聘し、その魅力を発信すること。

① インフルエンサーの選定

被招聘者の選定においては、以下の条件を満たすこと

ア a 近畿以西エリア、b 東海エリア在住若しくは活動拠点とし、主に若い女性を中心とした旅行関心層からの指示を得ていること。ただし、a b 各エリアより最低2名を選定すること

イ InstagramをはじめとするSNSでのフォロワー数を1万人以上有すること

ウ 旅（観光）分野に加え、インフルエンサーが体験する旅のテーマ（(2)（*1）参照）とする趣味嗜好における特定分野で一定の支持を得ていること

エ 本業務の目的を理解し、和歌山観光のPRに協力する者であること

② 招請先の選定及び情報発信

選定したインフルエンサーを以下のとおり招請し、各テーマ（*1）の旅で体感した魅力を、自身が有するソーシャルメディアにて発信すること。

- ア 各テーマとも1名以上のインフルエンサーを招聘すること。また、招聘する地域に偏りが生じないようにし、5エリア（*2）すべてをいずれかのテーマで網羅すること
- イ 被招聘者が訪問する観光スポット及び体験コンテンツは、1テーマあたり3～5スポット以上とすること
- ウ 訪問場所・日時については、被招聘者の特性や意向及び招聘時期を踏まえ、甲と協議の上、決定すること
- エ 投稿には、甲が指定するハッシュタグをつけること
- オ 本業務に係る被招聘者の全ての活動費用（交通費、謝礼など）は乙が負担すること
- カ 乙は、訪問先での行程・撮影が円滑に行われるように、工程管理や現地の調整を行う担当者を配置するなど、適切な組織体制を構築すること
- キ 社会情勢や訪問先の都合により、スケジュール等の再調整が必要になった場合、臨機応変に対応すること
- ク 被招聘者は招聘先訪問後、体感した旅の魅力を、自身が有するソーシャルメディアにて、原則、1スポット1回以上投稿すること。なお、訪問先等への投稿許諾は乙又は被招聘者が行うこと

- （*1）旅のテーマ： ① 世界遺産 高野山
② 世界遺産 熊野
③ アウトドア
④ 温泉と食
⑤ 自由テーマ（複数提案可）

- （*2）5エリア：「和歌山市近郊」「高野山エリア」「有田・日高エリア」
「白浜・串本エリア」「熊野エリア」
（和歌山県公式観光サイト「わかやま観光」参照）

（2）WEB掲載記事の制作・納品

和歌山県観光連盟公式ウェブサイト内に掲載する記事原稿を、以下の通り制作・納品すること。

- ① 被招聘者が現地で体感した内容に基づく記事を3本以上作成し、納品すること
うち1本は、令和6年2月末日までに納品すること
- ② 記事構成・デザインに統一感を持たせ、各記事ともに写真を複数枚使用し、閲覧者の来訪意欲向上につながる内容とすること
- ③ 記事内に、具体的なスポットやコンテンツの情報を盛り込むこと
- ④ 記事掲載用の撮影カメラマン及び記事原稿ライター（被招聘者が兼ねる場合は省略

可)を帯同させ、質の高い原稿を制作することと

5. 業務報告

乙は、事業の結果をとりまとめた業務報告書を作成し、契約終了後検査を受けること。業務報告書には、以下の内容を含めること。

- (1) 発信情報（SNS、記事コンテンツ）
- (2) 定量的な効果等がわかるデータ（投稿数、エンゲージメント数等）
- (3) その他業務実施にあたって制作した成果物

6. 業務実施上の留意点

- (1) 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて甲乙において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- (2) 業務担当者は、和歌山県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
- (3) 乙は、本業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- (6) 本業務の実施にあたって、乙の責に帰すべき事由により甲または第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその賠償責任を負うものとする。
- (7) 業務完了後に、乙の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、乙は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は乙の負担とする。
- (8) 本仕様書に明記されていない事項又は業務遂行に関して疑義が生じた場合は、甲と協議の上、その指示に従うこと。